

第569回:武漢雑感

昨年12月頃より中国で猖獗を極めている新型コロナウイルス関連肺炎。1月26日のNHK報道によると、中国の保健当局＝国家衛生健康委員会は、新型コロナウイルスによる肺炎の患者が25日、688人増え、患者数はチベット自治区を除く全国30の省や市などで1975人になったと発表した。

患者のうち症状の重い人は324人に上り、死亡した人は、感染の拡大が最も深刻な武漢を含む湖北省で13人増えて52人になったほか、河北省と黒竜江省に加えて、上海と河南省でも25日、それぞれ1人確認され、中国国内の死者は合わせて56人となった。

中国湖北省の武漢市を震源地とする新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大は明らかな人災だ。

中国では毎年3月から日本の国会に相当する全国人民代表大会(全人代)が始まり、ほぼ全人代と同じ期間に開催される全国政治協商会議と併せ、「全国两会」と呼んでいる。

中国では3月の两会に間に合うよう春節開始前の1月頃に、全国の省市自治区で、地方版の两会が開催されることになっており、これは地方政府にとって極めて重要な政治活動である。

湖北省の今年の两会は省都の武漢で1月12日から始まり、17日に「勝利閉幕」したのだが、昨年末から武漢を中心に広がりつつあった新型肺炎が、この两会期間中は「新しい感染者ゼロ」と隠蔽され、1月19日になって、1週間分の患者数をまとめて報告したのか、患者数が突然3倍増する騒ぎとなった。

突然こんな情報を受けた北京当局が飛び上がったのも無理はない。最初の感染報告から40日以上経過した1月20日、国営新華社通信は習近平主席が「重要指示」を出したと発表した。「習近平対新型コロナウイルス感染の肺炎疫情作出重要**指示** 強調要把人民群眾生命安全和身體健康放在第一位 堅決遏制疫情蔓延勢頭 李克強作出**批示**」。念のために訳すと「習近平は新型コロナウイルス肺炎につき“重要指示”を出し、人民の命と安全を第一に置き、疫病が蔓延する勢いを止めるよう命じた。李克強も“批示”を出した」。

習近平は指示を、李克強は批示を出したとあるが、これは中国共産党の決まり文句であり、緊急事態が発生したとき、No1の党総書記＝習近平が出すのが、大まかな方針の“指示”であり、行政の責任者である首相＝李克強が出すのが書面による具体的指示＝“批示”ということのようだ。

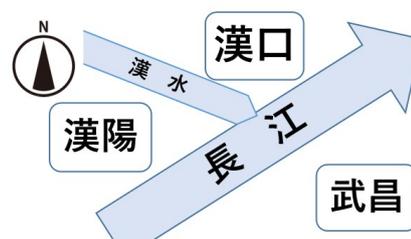
ウイルスの今後の蔓延や日本に及ぼす影響等については事態を見守るしかないが、武漢は歴史的にも「血の気の多い街」であり、今後の行方が気になる。

湖北省の省都武漢市は、中国最長の長江を上海、南京と遡り重慶に至る中流域に位置し、中国有数の工業都市であり、「中国のヘソ」と呼ばれるように交通の要衝でもある。

面積は約8500平方キロだから、上海の6300平方キロより少し広く、香港の8倍、シンガポールの12倍といったところ。

人口は約1100万人で、右地図のとおり市内を流れる長江とその支流の漢水によって、市内が漢口、漢陽、武昌の3つのエリアに分かれることから、むかしから「武漢三鎮」とも呼ばれている。

中国を代表する大都市としては、その発展度合いにおいて「北京・上海・広州・深圳」には及ばないとしても、「天津・大連・重慶・蘇州・成都」と並び、間違いなくベスト10に名を連ねる中国最大級の大都市だ。



最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

三国志の頃は荊州と呼ばれ、北の魏、東の呉、西の蜀との国境に位置し、天下分け目の「赤壁の戦い」の後、一時期、曹操・劉備・孫権によって分割領有されていたこともある。

近代に入ると、1856年に勃発したアロー戦争(第2次アヘン戦争)によって締結された58年の天津条約に基づき漢口は開港され、英仏独露と共に日本も租界を設置した。そんなわけで戦前は日本とも縁が深く、当時の横浜正金銀行の支店網が北から、黒龍江省(①ハルビン)、吉林省(②長春)、遼寧省(③奉天・④大連)、⑤北京、⑥天津、山東省(⑦青島・⑧済南)、⑨上海、湖北省(⑩漢口)の10支店体制であったように、漢口(武漢)は日本との重要な貿易拠点でもあった。

武漢は血の気の多い街と書いたが、①武漢及び、武漢から見て長江の上流に位置する②重慶と、下流に位置する③南京は、長江と山地に囲まれ、風が吹きにくくて空気が溜まりやすい盆地にあるため、夏季は中国の「三大ボイラー」と云われる有名な灼熱地獄の地であり、そのあたりも少し関係あるような気がする。

1911年から12年にかけて清朝を揺るがした辛亥革命では、同年10月に孫文の影響下にあった革命軍が武漢三鎮を武力制圧、黎元洪を都督とする中華民国軍政府が成立を宣言した。

黎元洪は元海軍軍人で、日清戦争黄海海戦で乗艦の巡洋艦・広甲が敵前逃亡中に座礁、泳げなかった彼は友軍に救助され九死に一生を得たという冴えない経歴を持つ三流の人物だが、辛亥革命では彼にインスパイアされた本土の各省が次々と独立を宣言する騒ぎとなり、亡命先の米国で資金集めに飛び回っていた孫文は急遽イギリス経由で帰国、12年1月1日、南京で中華民国臨時政府の成立を宣言した。

それから半世紀後の1967年、共産党政権下の新中国で、毛沢東が文化大革命を発動した。中国が阿鼻叫喚の巷と化す中、最大の武力衝突が発生したのが暑い7月の武漢であった。

労働組合や人民解放軍を背景とした実権派と、文革の担い手を自認していた造反派がそれぞれの支持者を動員する騒動が流血騒ぎに発展し、これに対し毛沢東と周恩来が公安部長等を従えて武漢を訪問し、事態の收拾を図ったが、騒動は悪化する一方で、毛沢東が宿泊中のホテルが興奮した群衆により包囲される深刻な事態となった。これが世に名高い「武漢事件」である。

今回は辛亥革命と、文化大革命に次ぐ、「第3次武漢事件」と云えようか。それにしても、1月に入ってから新規感染者はいないなんて云った舌の根も乾かぬ内に、今度は武漢を完全封鎖して、人の移動を完全に遮断するとはね。中国共産党が「情報の遅れや隠匿は感染拡大を助長する。政治家のメンツや私利私欲のために情報公開を遅らせたり隠蔽したりして、感染拡大を助長する者は歴史の恥辱の柱に打ち付けられる」と激怒しているのはごもつとだ。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2020年(令和2年)1月27日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。